消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年２月 12 日

ウェブサイト上で信頼できる電気工事業者かのように表示した上、不要な電気工事を実施し、料金を請求する電気工事業者に関する注意喚起

令和６年 12 月以降、電気のトラブルが生じた消費者が、インターネット検索で見つけた電気工事業者に復旧を依頼したところ、同事業者に不要な電気工事を実施され、数十万円の料金を請求された、という相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、新日本電工と称する事業者（以下「本件事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第１項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

１．本件事業者の概要

名称（注１）	新日本電工
所在地（注１）	神奈川県平塚市平塚３－９-23-208
代表者（注１）	山縣　修之
ウェブサイトの名称	生活電気相談センター（注３）
URL	https://denki-rescue.com/lp/ https://denki-rescue.com/lp-breaker/

（注１）ウェブサイト及び契約書に掲載されていた内容です。
　　なお、現在、契約書の名義は、「株式会社ホワイトベース」となっているとの情報もあります。

（注２）同名又は類似名の事業者・ウェブサイト名と間違えないよう御注意ください。

（注３）その他、「あんしん電気サポート 24ｈ」という名称のウェブサイト（https://denkinosyuuriya.com/lp/kanto/）で電気工事を依頼した場合、本件事業者が作業を行うことが確認できています。

２．具体的な事例の内容

(1)　電気のトラブルに遭った消費者がインターネット検索で電気工事業者を探します。

自宅の停電に遭った消費者は、電気工事業者に修理等を依頼するため、インターネットで「電気修理」や「東京電力」等のワードで検索すると、検索結果（検索エンジンの広告として表示される場合も含みます。）で上位に表示された「生活電気相談センター」（以下「本件ウェブサイト」といいます。）を見つけます（別紙）。

消費者は、「電気のトラブルすべてお任せ！」、「東京電力からの依頼実績も多数！」、「電気工事士の資格者が対応」などの本件ウェブサイトの表示内容を見て、本件事業者について、東京電力の関係会社（以下「東京電力グループ」といいます。）から電気工事を多数受注しており、また、電気工事士の資格を持っている者が対応してくれて信頼できる業者だ、といった印象を持ちます。

(2)　本件ウェブサイトから本件事業者に電気工事の作業依頼の連絡をするも、作業料金に関する説明はありません。

消費者は、本件ウェブサイトの「お電話で無料相談」との表示をタップして本件事業者に連絡をし、電気工事を依頼します。そうすると、受付担当者から故障箇所や状態のほかに、消費者の住所、氏名、連絡先などを聞き取られます。その後、受付担当者から作業員を手配して消費者宅に向かわせる旨の説明がありますが、故障箇所に応じた作業料金に関する説明はありません。

(3) 消費者宅に訪問した作業員は、分電盤の点検等を行った後、大規模な工事が必要である旨を説明して作業を開始します。

消費者宅を訪問した作業員のうち複数名は、消費者に対して、会社名を名乗ることや電気工事士の資格証を提示しませんでした。

そして、作業員は、消費者から停電の状態を聞き取り、分電盤の点検等を行うと、

○ ブレーカーが駄目になっている。焼けている。全部交換しないと駄目。修理には数十万円かかる。

○ 分電盤の漏電が酷い。ブレーカーの交換が必要だ。家全体のケーブルが老朽化し漏電しており、数十万円くらいかかる。

などと、分電盤の交換等の工事が必要で作業料金が高額になるといった説明がされます。消費者は、高額な料金だと思いながらも、前記のとおり、本件事業者を信頼できる業者と認識していることから、当該工事を了承し、作業員は作業を開始します。

なお、作業員が消費者に説明した作業内容や料金等は、全て口頭によるもので事前に見積書等を交付することはありませんでした。

また、作業員が分電盤の点検を行った際、作業員が使用した器具では判明し得ない点検結果を伝えられた消費者もいました。

加えて、消費者庁の調査により、消費者宅で作業を行った本件事業者の作業員のうち複数名が第一種又は第二種電気工事士免状を取得しておらず、電気工事業登録がないことを確認しています。

(4) 本件事業者の作業が終了し、停電は復旧していませんが、この時点で作業料金が請求されます。

その後、作業員は、作業が終了したとして、請求書を交付し、消費者に対して事前に説明した料金を請求します。

なお、作業員は、現金での支払を要求し、消費者の中には、コンビニの ATM から複数回に分けて引き出す方法を指示されて支払った者もいました。

しかしながら、この時点で停電は復旧していませんでした。消費者が不信に思っていると、作業員から、

「これから東京電力が来て、外の工事をする」

などと、作業員の作業に加え、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力 PG」といいます。）が工事を行う旨の説明がされます。

(5) 東京電力PGが電柱からの引込線の工事を行うと、停電は復旧します。

しばらくすると、作業員の説明のとおり、東京電力 PG が高所作業可能な作業車に乗って到着し、電柱から消費者宅に電気を引き込むための引込線の工事を行います。そして、東京電力 PG の作業が終わると、消費者は本件事業者又は東京電力 PG から、自宅のブレーカーを上げるように説明され、消費者が自宅のブレーカーを上げると、停電が復旧します。

加えて、消費者庁が東京電力 PG に確認したところ、本件事業者の作業員が、東京電力 PG に対して手配した内容は、消費者宅への引込線又はヒューズの異常の調査であり、当該引込線部分は、東京電力 PG が所有・管理するもので、消費者に復旧にかかる費用負担は発生しないものでした。

なお、消費者宅で作業を行った東京電力 PG 作業員によると、当該停電の原因は引込線又はヒューズの異常であり、復旧に消費者宅の分電盤の交換等は不要でした。

３．消費者庁が確認した事実

(1)　本件事業者は、本件ウェブサイトにおいて、別紙のとおり、「東京電力からの依頼実績も多数！」、「電気工事士の資格者が対応」などと表示していましたが、実際には、本件事業者は東京電力グループと取引の実態はなく、かつ、電気工事士の資格を有さない者が作業に従事していた場合があり、広告・表示の内容とは異なるものでした（虚偽・誇大な広告・表示）。

(2)　本件事業者は、消費者との電気工事契約締結に際し、実際には、停電の原因は東京電力 PG が所有・管理する引込線部分に起因するものであるにもかかわらず、前記２(3)のとおり、消費者宅の工事が必要であるかのように不実のことを告げていました（不実告知）。

４．消費者庁から皆様へのアドバイス

○　トラブルが発生しても、まずは冷静になりましょう。

電気トラブルをはじめ、いわゆる暮らしのレスキューサービスに関して、消費者の不安をあおり、不要な工事を行い高額な請求をする悪質な事業者もいます。トラブルが発生しても、まずは慌てず冷静になりましょう。

○　インターネット検索で、「上位」だからといっても信用できるとは限りません。

検索結果が上位のサイトは、信頼性が高いという印象がありますが、「広告（スポンサー）」として上位に表示される場合もありますので、検索結果の上位に表示されているということだけで業者を信用するのではなく、サイトの内容や会社概要などの情報を確認して、信頼できる業者を選択しましょう。

○　契約する場合は、具体的な作業内容に基づく見積書を確認し、作業内容や料金を検討しましょう。

作業内容や料金について十分な説明がなされないまま作業をされ、数十万円もの請求をされることがないように、具体的な作業内容の説明を求めて必ず見積書の作成を依頼しましょう。そして、作業内容や見積り金額に納得ができない場合は、キッパリと契約を断りましょう。

○　自宅に呼んでも、クーリング・オフが認められる場合があります。

例えば、ウェブサイト上の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な修理工事の勧誘を受けて契約した場合など、「消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していなかった」といえる場合には、クーリング・オフが認められます。

困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

【本件に関連する注意喚起の情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求する水回りトラブル対応業者に関する注意喚起（令和７年７月 31 日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/043153/
消費者庁	ウェブサイトでは適正かつ低額な料金でロードサービスを行うかのように表示し、実際には高額な料金を請求する事業者に関する注意喚起（令和７年３月 24 日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/041483/
独立行政法人国民生活センター	「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意－2024 年度に急増しています－（令和７年１月 15 日）	https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html
消費者庁	ウェブサイト上では適正かつ低額な料金で駆除作業を行うかのように表示しているが、実際には高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者に関する注意喚起（令和６年９月 30 日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/039407/

相談窓口のご案内

◆ **消費者ホットライン：「188（いやや！）」番**

（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

◆ **警察相談専用電話：「＃9110」番**

【停電が発生した場合】

突然停電が発生した場合、対応に迷った場合は電力会社（関東圏の場合は東京電力パワーグリッド）のウェブサイトを御確認ください。

なお、電力会社のウェブサイトを検索する場合、検索結果に表示されたウェブサイトが電力会社の正規のものか御確認ください。

（参考：東京電力パワーグリッドのウェブサイト）

ページタイトル	内容	URL
急に電気が消えたとき	急に電気が消えたときの解決策や原因についてのご案内。	https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/for-general/trouble.html
４年に１度の電気の安全調査	法律にもとづき４年に１度以上、お客さまの電気設備（自家用電気工作物を除く）の安全調査を実施。ウェブサイト上では、調査委託契約先も確認可能。	https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/for-general/inspection.html
お問い合わせ	よくあるご質問に加え、LINEチャットやwebチャットのご利用が可能。	https://www.tepco.co.jp/pg/user/contact.html

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
TEL03-3507-8800（代表）

別　紙

本件ウェブサイト「生活電気相談センター」（抜粋）

ご自身での
電気工事はとても危険です

知識がないままで電気を扱うと
火災や感電の恐れがあります

また
無資格での電気工事は
法律で罰則が科せられます

火災の危険性…！

電気配線は熱を持ちやすく、
ショートして発火の原因にも…。

接触だけで感電死も…

日本の100Vの電圧でも感電すると死に至る可能性もあります。

ムリをせず、
プロに依頼することが大切です

生活電気相談センターは電気工事士の資格取得者が対応します。

30,000件の確かな経験

電気配線・構造の深い知識

省庁・知事公認の技術

生活電気相談センターは
国の登録電気工事業者です

電気の取り扱いには経済産業省、または都道府県知事の登録を受ける必要があります。

生活電気相談センターは必要な条件をクリアし、この電気取り扱い業者としての登録を受けています。

選ばれる3つの理由

1 相談・出張・見積り無料

原因も対策も誰に頼んでいいかもわからない。いくらかかるかもわからないと問い合わせもしにくいもの。

生活電気相談センターは相談・見積りだけでもOKですので、安心してお問い合わせください。
もちろん出張も無料です!

2 電気工事士の資格者が対応

電気は身近なものでありながら複雑な知識や高度な技術が必要なものです。むやみに取り扱うと修理ができなくなるだけでなく、火災や感電の事故につながる危険性もあります。

生活電気相談センターは電気工事士の資格を取得したプロが対応しますので、安全かつ正確な修理、修復作業が可能です。

3 地域密着！駆けつけ20分

電気工事
料金のご案内

漏電・ブレーカー

修理最速 30分

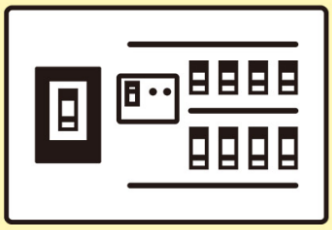

キャンペーン中！ 2,000円OFF

基本料金 ~~3,100円~~ 1,100円(税込) ＋ 作業費 ＋ 材料費

- ☑ 急に停電してしまった
- ☑ ブレーカーが落ちたまま上がらない
- ☑ 最近、電気代が高く感じる

コンセント

修理最速 20分

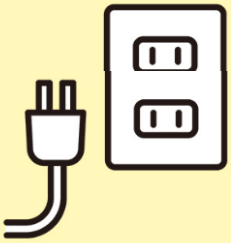

キャンペーン中！ 2,000円OFF

基本料金 ~~3,100円~~ 1,100円(税込) ＋ 作業費 ＋ 材料費

- ☑ 差しても電気が点かない
- ☑ 充電器が焦げてしまった
- ☑ 差込口が変形している

個人情報の安全対策

当社は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

ご本人の照会

お客さまがご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

法令、規範の遵守と見直し

当社は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

新日本電工
代表:山縣 修之
住所:〒254-0052神奈川県平塚市平塚3-9-23-208
TEL.03-4577-9022

© 生活電気相談センター

denki-rescue.com

消費者庁 財産被害情報ファイル 2026/02

不便と焦りにつけいる手口

- 電気などのトラブルが発生しても、まずは冷静になりましょう
- インターネット検索で「上位」だからといっても、信用できるとは限りません
- 具体的な作業内容に基づく見積書を確認し、作業内容や料金を検討しましょう
- 自宅に呼んでも、クーリング・オフが認められる場合があります

詳細情報はこちらをチェック
https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/

消費者庁

トラブルに困ったら 消費者ホットライン 188